

## 呉市市民公益活動団体登録要綱

地域協働課

(趣旨)

第1条 市長は、呉市内で活動する市民公益活動団体に対して、必要な支援を行うため、団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(登録対象団体)

第2条 登録対象団体は、呉市市民協働推進条例（平成15年条例第12号）第2条第3号に規定する市民公益活動団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民に開かれた団体であること。
- (2) 団体の構成員が5名以上の団体であること。
- (3) 活動拠点が呉市内にあること。
- (4) 活動を行う区域が主として呉市内であること。
- (5) 活動目的及び運営方法を規約等で定めている団体であること。

2 社会福祉法人呉市社会福祉協議会におけるボランティア登録（以下「社協登録」という。）団体については、前項の規定に関わらず登録対象団体とする。

(登録申請)

第3条 呉市市民公益活動団体登録をしようとする団体は、呉市市民公益活動団体登録申請書（様式第1号）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、市長へ提出するものとする。ただし、社協登録団体については、社協登録の申請書に市民公益活動団体登録を希望する旨の表記をすることをもって登録申請書を提出したものとみなす。

(登録)

第4条 市長は、前条の申請に対し、第2条に規定する要件に適合すると認めるときは、呉市市民公益活動団体として登録し、その登録内容について公開するものとする。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録したときは呉市市民公益活動団体登録通知書（様式第2号）により、登録しなかったときは呉市市民公益活動団体登録非該当通知書（様式第3号）により、当該団体に通知するものとする。

(活動支援)

第6条 市長は、登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に対して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 団体の活動に必要な情報の提供
- (2) 団体の活動情報の広報

(3) ボランティア活動に対する施設利用に関する取扱要領の適用

(4) 呉市市民公益活動保険の適用

(活動報告と登録の変更)

第7条 市長は、登録団体に対して、その活動内容についての報告を求めることができる。

2 登録団体は、第3条に掲げる登録申請書の内容に変更があったときは、呉市市民公益活動団体登録変更届出書(様式第4号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 第2条に規定する要件を失ったとき。

(2) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。

(3) 活動報告を求め、応答のなかったとき。

(4) その他市長が登録していることがふさわしくないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、速やかに呉市市民公益活動団体登録抹消通知書(様式第5号)により、当該団体に通知するものとする。ただし、前項第2号及び第3号による場合はこの限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(ボランティア活動団体登録要領に基づく登録団体に対する経過措置)

2 この要綱の実施の際、現にボランティア活動団体登録要領に基づき登録を受けている団体は、第4条の規定による登録を受けたものとみなす。

改 正 平成28年7月 1日

改 正 平成29年3月21日

改 正 令和 元年5月 8日